

学校いじめ防止基本方針

行田市立荒木小学校

本校は、「子ども、保護者、地域に信頼され、活力と笑顔があふれる学校」を目指し、日々の教育活動に取り組んでいる。この目標を具現化するには、子どもたちの健全育成を礎とし、個々の持つ力量を伸ばし、将来の自己実現に向けて自己有用感を高め、自尊感情を育むことが大切である。そうした理念のもと、人権侵害ともいえるべきいじめに対しては、その根絶に向けて、以下の基本方針で取り組んでいく。

1 「いじめ」の定義【いじめ防止対策推進法第二条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめの防止」（未然防止のための取組等）

平素からの防止教育として、安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり。…居場所づくり、絆づくり。

(1)わかる授業づくりを進める。

＊全ての児童が参加、活躍できる授業の工夫。

＊道徳科の授業や様々な体験活動を通じて、規範意識や他人を思いやる気持ちを育む。

・仲間はずれや無視といった形態のいじめは、多くの子どもたちが被害者にも加害者にもなる、といった実態を考慮する。

(2)教職員が互いの授業を参観し合い、指導力向上を図るとともに、風通しのよい職場を作る →日常の円滑な「報告、連絡、相談」態勢を徹底する。

＊学習指導・生徒指導のそれぞれの観点から指導助言し、参考にする。

・全教職員が公開授業を年に1回以上行う。

(3)子どもの人権を尊重する教職員を育成する。

＊「いじめを絶対に許さない」という認識を強く持ち、学校全体で共有し、「いじめ」に対して即座に解消に向けアクションの起こせる教職員を育成する。

・いじめの抑止、早期発見。

・埼玉県教育委員会作成の資料（「彩の国生徒指導ハンドブック NEW I's」、 「いじめ問題の取組事例集」等）等による研修の実施。

＊常に子どもに対して、適切な認識や言動を行い、公平公正な態度や言動を示すことができるよう、人権意識が高く、人権尊重を推進する教職員を育成する。

・校内において人権教育の研修を実施する。

(4)望ましい集団づくり、友人関係を構築する。

＊“Q-Uテスト”の結果を分析し、課題を明らかにして、個々の指導を練り、取り組む。

- *生徒指導の3つの留意点を生かした教育活動を展開する。
 - 『自己存在感、共感的人間関係、自己決定の場』を意識した取り組み。
 - 社会体験、生活体験の教育活動を充実させる。
 - 学期始めに「いじめは絶対してはいけない」ことについて学級指導を行う。

(5)自分たちでできることを主体的に考え、行動できる児童を育成する。

- *子どもたちに「気づき、考え、実行する」態度を身につけさせ、自立を促す。
 - 主体的にいじめ問題を考える機会と場の設定。
 - 縦割り活動、児童会活動、委員会活動の実践をとおして。

*不満やストレス（交友関係、学習、進路、家庭の悩み等）を適切・的確に発散する力を身につけさせる。

(6)保護者や地域に対し、情報発信・受信を行う。

- *いじめに対して正しい認識を図る。
 - 埼玉県教育委員会作成資料等による情報提供を行う。
- *保護者、地域、関係諸機関からの情報を受け止め、適切に対応し連携する。

3 「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

○「兆しがあったら素早く対応」を念頭に置き、兆しなどを感じたら速やかに組織で解決を図る取組に移る。

→いじめの兆候に気付きながら、教員が問題を一人で抱え込み、対応が遅れることにならないよう、学校全体で適切な解決策を探る対策組織を機能させる。

(1)日常の見守り（行動観察や言動把握）を通して変化や危険信号をキャッチする。

- *担任、担任外、養護教諭等、気づきをおろそかにせず、情報共有する。
 - 気づいた時点で担任、管理職等に情報交換をする。

(2)定期的なアンケート調査を実施する。

*国立教育政策研究所使用の質問紙調査を利用し、本校の実態と比較調査する。

質問内容

ア	学校が楽しい。
イ	みんなで何かをするのは楽しい。
ウ	授業に主体的に取り組んでいる。
エ	授業がよくわかる。

- 1 あてはまる 2 どちらかといえばあてはまる
3 どちらかといえばあてはまらない 4 あてはまらない

オ	たたかれたり、けられたり、強くおされたりした（暴力を受けた）。
カ	暴力ではないが、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりした。
キ	たたいたり、けったり、強くおしたりした（暴力をふるった）。
ク	暴力ではないが、いじわるをしたり、イヤな思いをさせたりした。

- 1 まったくなかった 2 今までに2～3回あった(少しあった)
3 月に2～3回あった(あった) 4 週に1回以上あった(よくあった)

- ・前頁のアンケートの趣旨を踏まえ6月、11月、2月(荒木小いじめ防止強化月間)に実施する。なお、子どもたちに調査の意義を説き、真剣に答えるよう指導する。集約の後、検討考察し対応策を練り、全教職員に周知し共通実践を行う。

(3)個別面談や教育相談に計画的に取り組む。

- *保護者面談を年間行事に位置づけ、家庭での子どもの様子を把握する。
- *日頃から教育相談体制を整備し、いつでも相談できるようにする。

4 「いじめに対する措置」(発見した「いじめ」に対する対処)

○いじめ解消に向け、被害者のケア、加害者、またその周囲の者に対して指導を行う。とともに、一過性の取組でなく、アフターケアを常に施し、見守り・見届けながら再発を防止する。

(1)いじめ発見

《学級担任等、養護教諭》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

『いじめ防止等対策委員会』

[構成員]

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任 養護教諭
及び事案により当該職員 [スクールカウンセラー (見沼中)、
ソーシャルスクールワーカー (行田市研修センター) 等]

[活動内容]

- ・家庭、地域、関係機関との密接な連携を図り、情報収集や協力関係に努める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- ・いじめ防止に関することについて、具体的実施案を策定する。 等

[開催]

定期で学期ごと年3回開催する。いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

(2)指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担。)
- いじめられた児童や、いじめた児童への対応。

- その保護者への対応。
- 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無。 等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3)－A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必

要な支援を行う。

- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(3)－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供。

【重大事態】に関しては、市教委、警察等へ報告し、連携しながら調査を進める。

- ・児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・児童が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(4) いじめの解消

少なくとも、次の二つの要件が満たされていること。

- ① いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月止んでいる状態が続いている。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない。

5 『いじめ防止』に係る年間計画

月	内 容
4月	・学校いじめ防止基本方針について職員間での共通理解、保護者への啓発 ・各学年、学級におけるいじめ防止の取組の策定
5月	・自分自身に関わることとして道徳科（彩の国の道徳等）の授業実践 ・学校評議員会において基本方針の協議
6月	・第一回児童、保護者対象いじめに係るアンケート調査 ・『わかる、楽しい』授業の研究（授業研究会 等）
7月	・児童対象サイバー犯罪防止に係る啓発 ・『学校いじめ防止基本方針』1学期評価、改善検討
8月	・いじめ防止に向けた校内研修会の実施
9月	・学期はじめにおけるいじめ防止に係る学級指導 ・他人とのかかわりに関することとして道徳科（彩の国の道徳科等）の授業実践
10月	・『いじめ防止等対策委員会』情報交換会

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談（保護者との面談） ・第二回児童、保護者対象いじめに係るアンケート調査
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・『学校いじめ防止基本方針』2学期評価、改善検討 ・人権尊重の取組 ・学校評価にて『学校いじめ防止基本方針』年間評価を実施。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学期はじめにおけるいじめ防止に係る学級指導 ・集団、社会とのかかわりに関することとして道徳科（彩の国の道徳科等）の授業実践
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第三回児童、保護者対象いじめに係るアンケート調査 ・学校評議員会において本年度取組の協議
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・『いじめ防止等対策委員会』本年度の問題の検討及び新年度の取組の検討

附記：平成30年3月改定